

変わる「相続」

遺産整理と
財産承継のポイント

 相続・贈与相談センター®

アイリス税理士法人



相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1**
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。


書籍出版のご案内について

2021年9月に当事務所の代表税理士・城行永が共著した書籍が出版されました。相続の基礎知識や手続き、税金対策や新しく改正施行された法律などをご紹介します。ご興味お持ちでしたらお送りいたしますので、ぜひ、ご連絡いただくと幸いです。

令和最新版

プロが教える！

相続手続きと生前対策ハンドブック



相続に関する様々な疑問をわかりやすく解説します！

はじめて相続に対処する人のための相続の基礎知識と、各種手続き方法、“節税・遺言・贈与”などの生前対策をやさしく解説しています。

相続 手続き 生前対策

アイリス税理士法人
城 行永

ACCS
ACCS Consulting Co., Ltd.

令和最新版 プロが教える！

相続手続きと生前対策ハンドブック

4つのポイントでやさしく解説しています！

- 相続の基本を知ろう
- 相続トラブル事例
- 事前に確認しておきたい相続後の各種手続き
- 失敗しない生前対策

目次

- 1 主な相続手続きの流れ
- 2 相続人への負担が大きい業務とは
- 3 財産承継のポイント



1

主な相続手続きの流れ

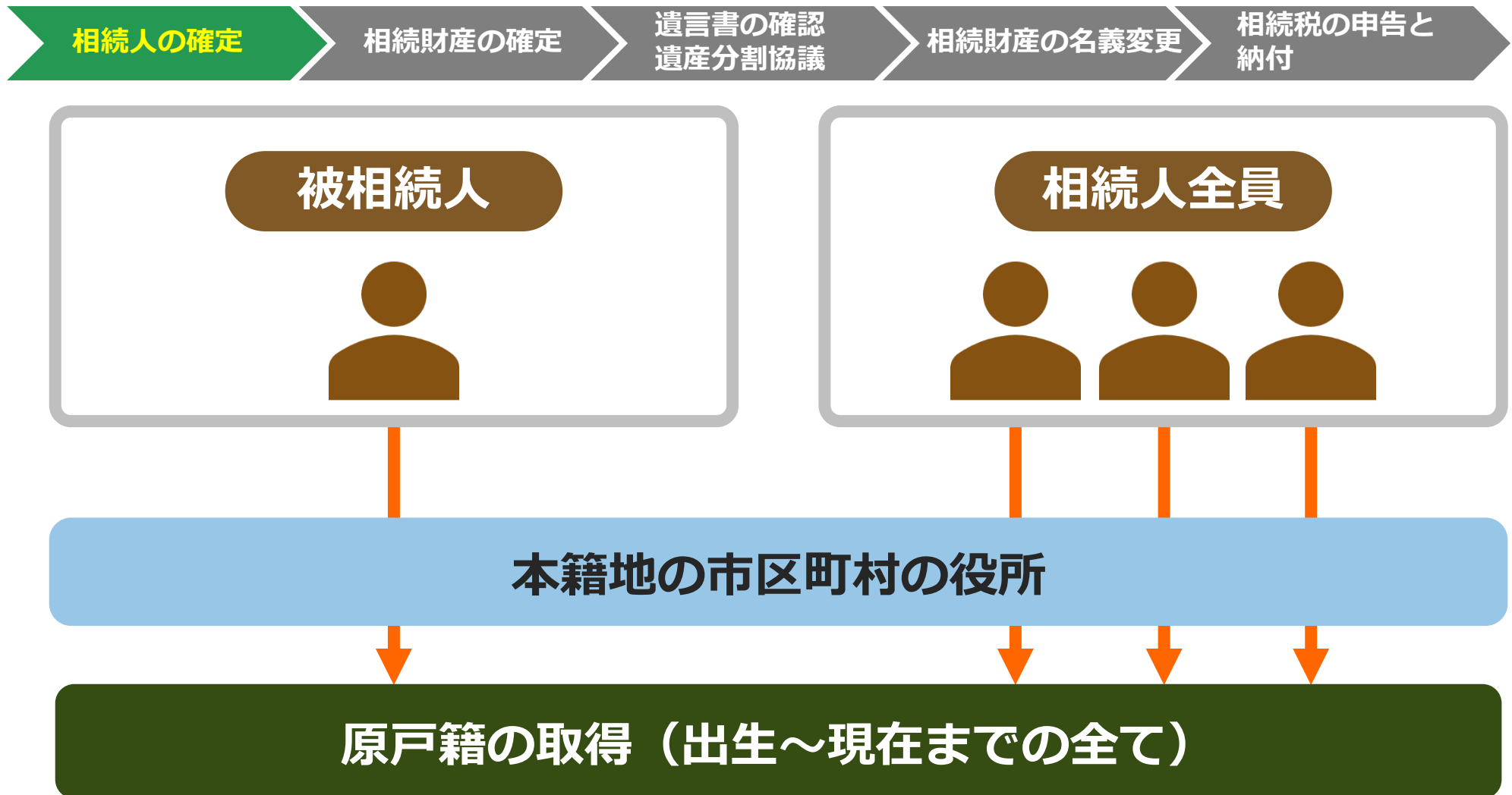


主な相続手続きの流れ



相続発生から10か月以内

相続人の確定

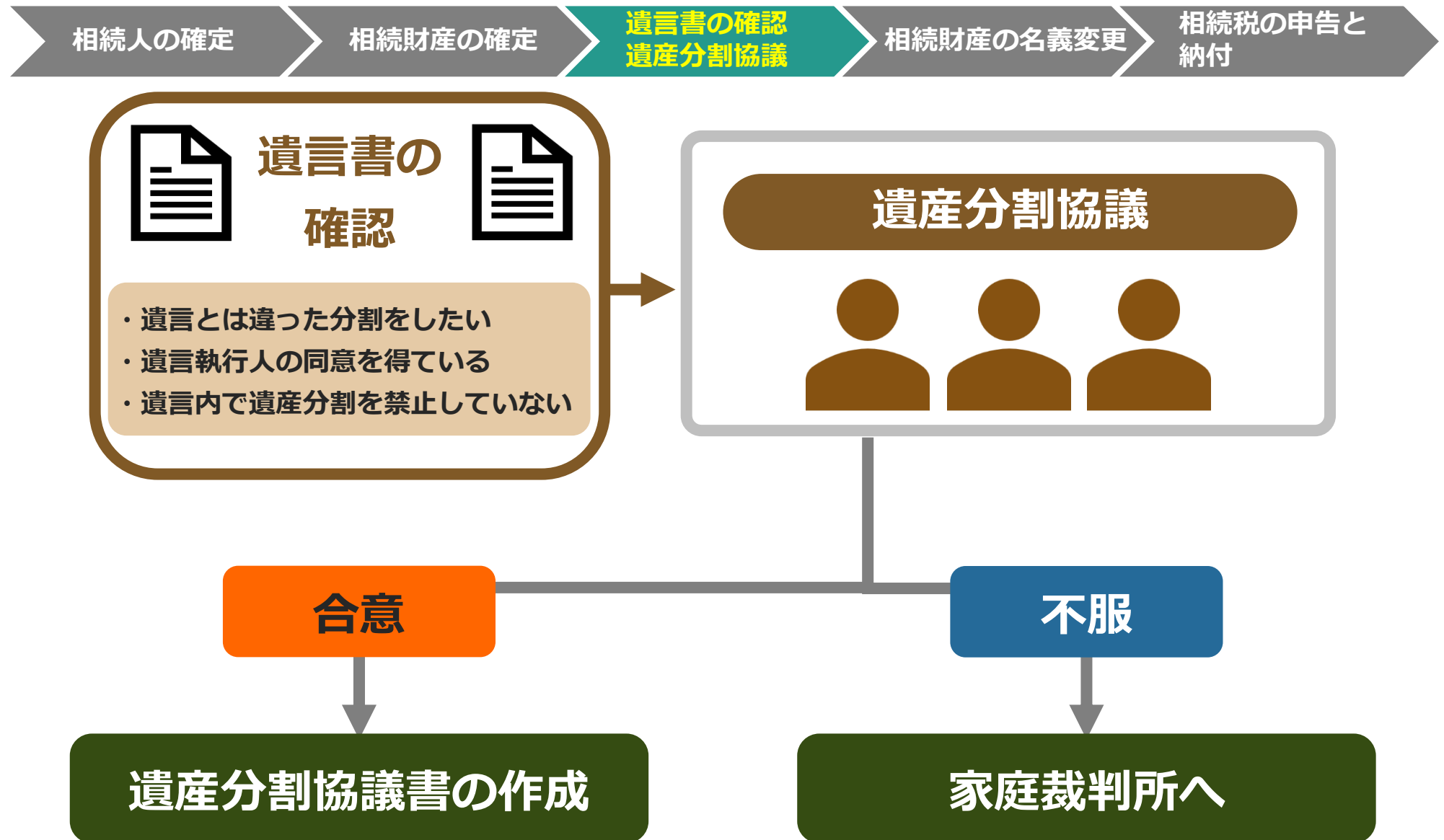


※ 結婚、死亡など除籍した場合も必要

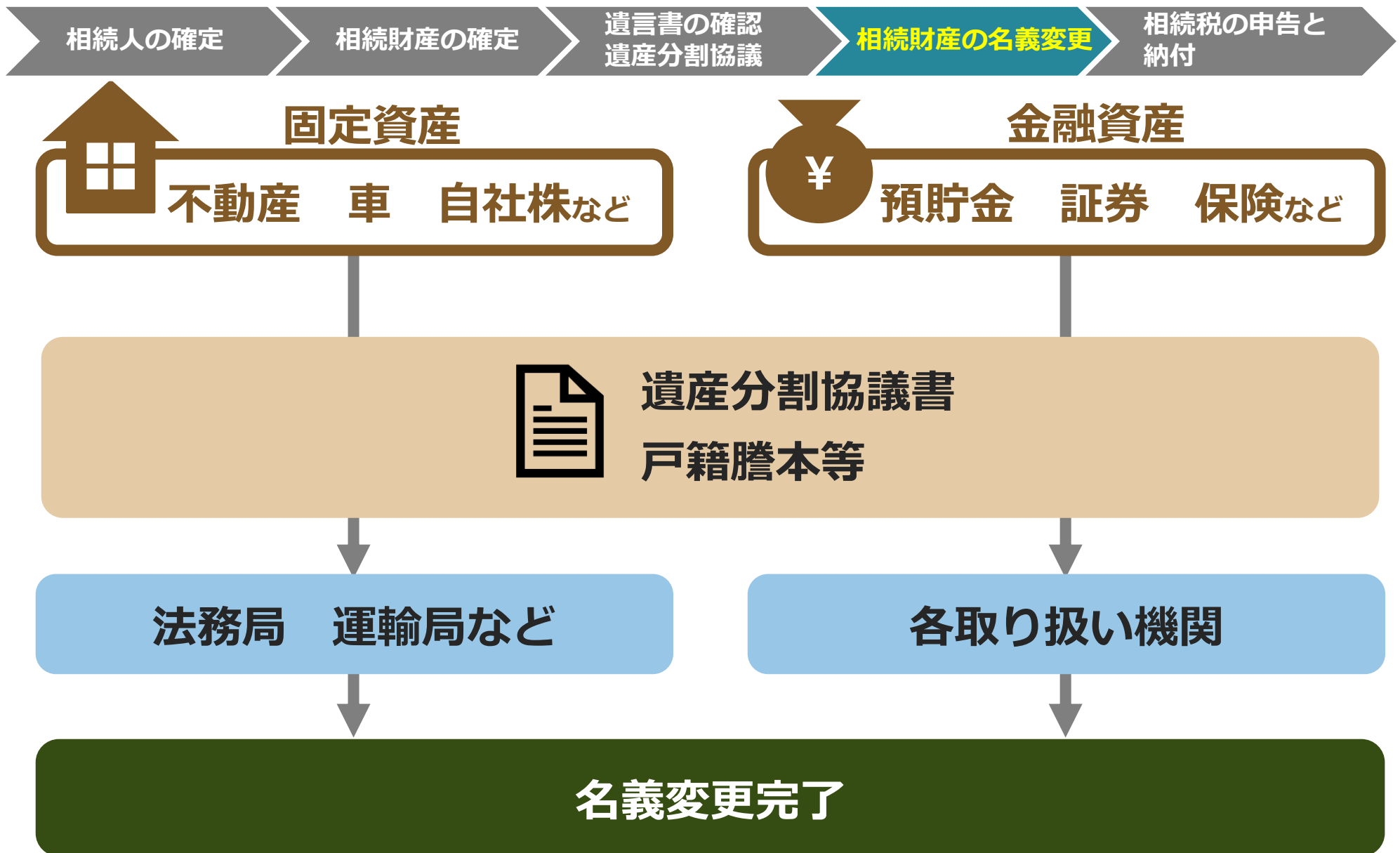
相続財産の確定



遺言確認・遺産分割協議



相続財産の名義変更



相続税の申告と納付

相続人の確定

相続財産の確定

遺言書の確認
遺産分割協議

相続財産の名義変更

相続税の申告と
納付

相続発生

翌日から10カ月以内

相続税の申告・納付

現金一括
納付が原則

税理士



相続人

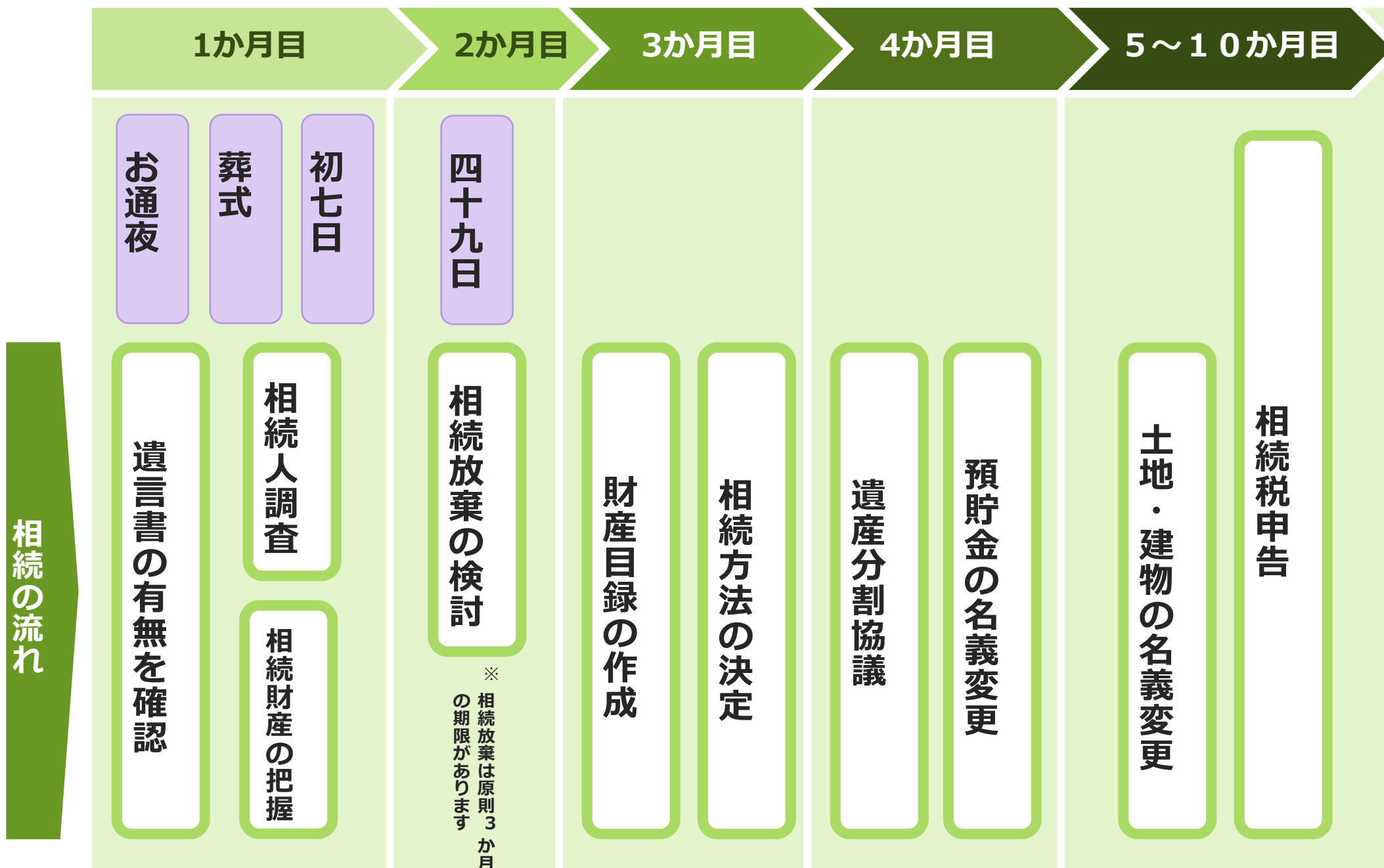


2

相続人への負担が大きい 業務とは



相続発生から申告までの時間の流れ

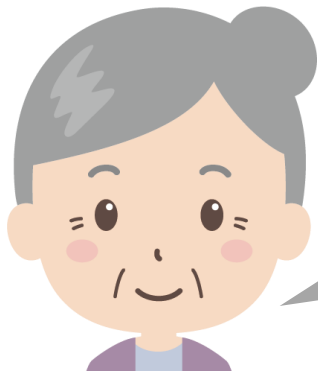


相続人の確定

その1

なぜ、相続人の確定が煩わしいのか？

→ 確定に3カ月以上かかることもあるからです！



夫の家族は私と長男と長女だから
相続人は3人ね。夫の戸籍確認もしたわ



相続人の確定には、**原戸籍**の確認も必要です。

原戸籍とは

正式名称は改製原戸籍（かいせいげんこせき 通称はらこせき）

被相続人が生まれてから死亡するまでの

すべての戸籍情報が載っている

被相続人の出生した町の役所に保管されている

**全員相続権
あり**

原戸籍で判明すること

被相続人の隠し子

除籍した子
(婚姻 養子)

被相続人より先に
死亡した子

すでに死亡している場合

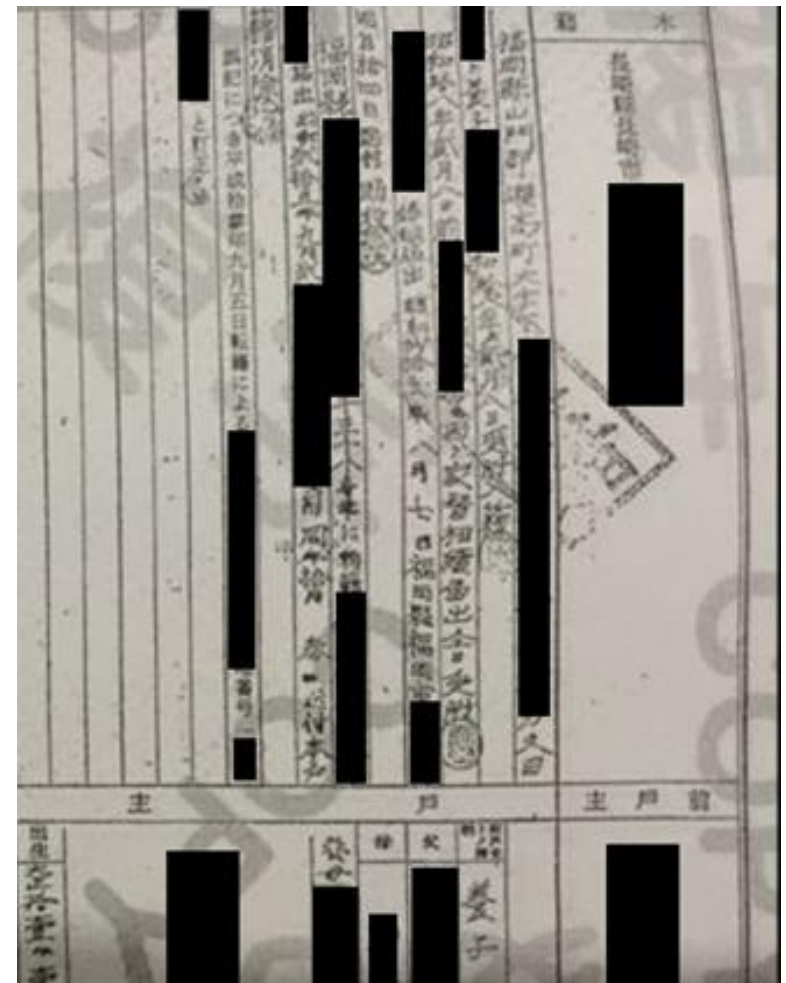
その子供に**代襲相続権**がある。

この場合は亡くなっている相続人の原戸籍も取得する必要がある

原戸籍とは

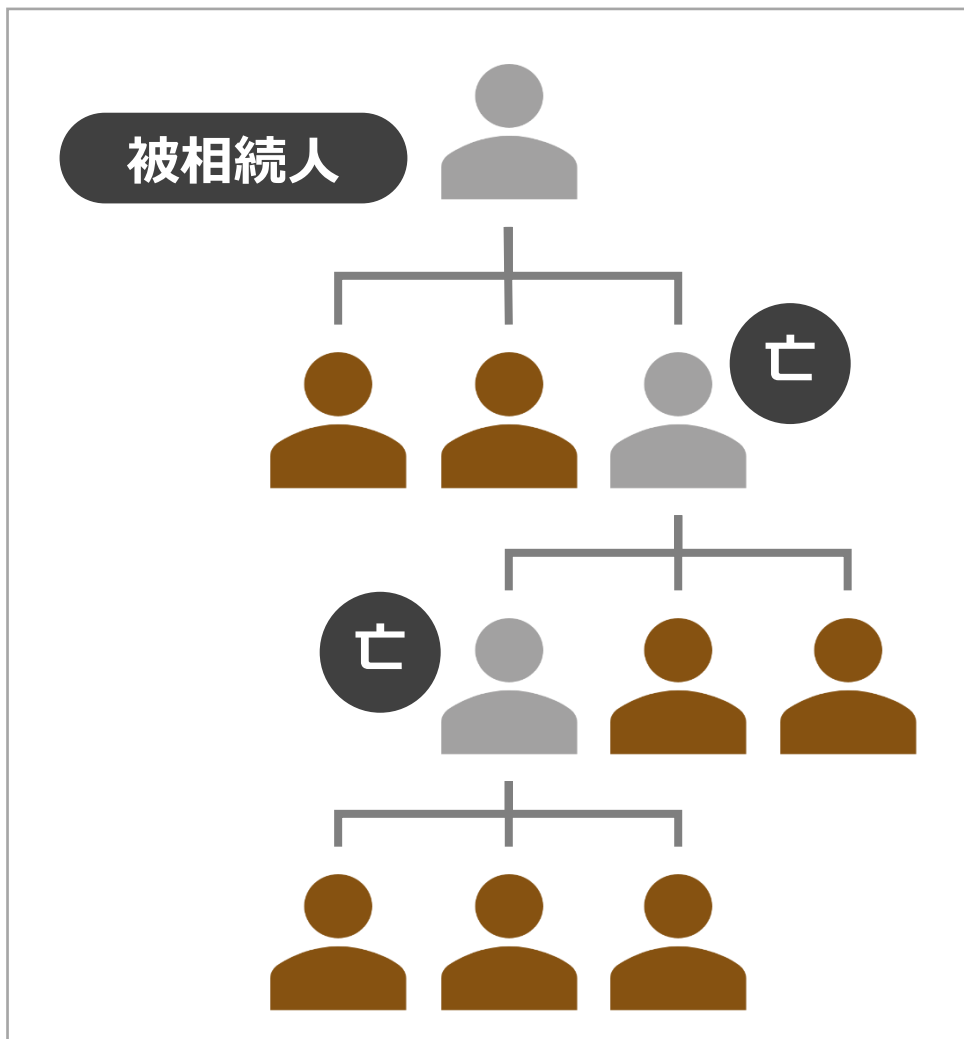
原戸籍の取得は、実は簡単なことではない

- 出生した町が統廃合され、役所の場所が変わっている
- 役所に聞くと「うちには保管されていない」とタライ回し
- 高齢の方の原戸籍は、古文の解読の様に難しい



原戸籍とは

取得方原戸籍の取得は、実は簡単なことではない



亡くなった子供の
原戸籍も必須

被相続人の原戸籍で相続人を確定（死亡、除籍含む）し、その子供が亡くなっていれば、その子供の代襲相続人を確定させるために、亡くなっている子供の原戸籍も確認が必要。

高齢の方が被相続人の場合、
膨大な時間がかかる

財産確定

相続人と財産を確定させないと

- ① 相続の方法が決まらない（単純承認／限定承認／放棄）
- ② 遺産分割が決まらない
- ③ 相続税申告ができない（原則10カ月以内に申告）



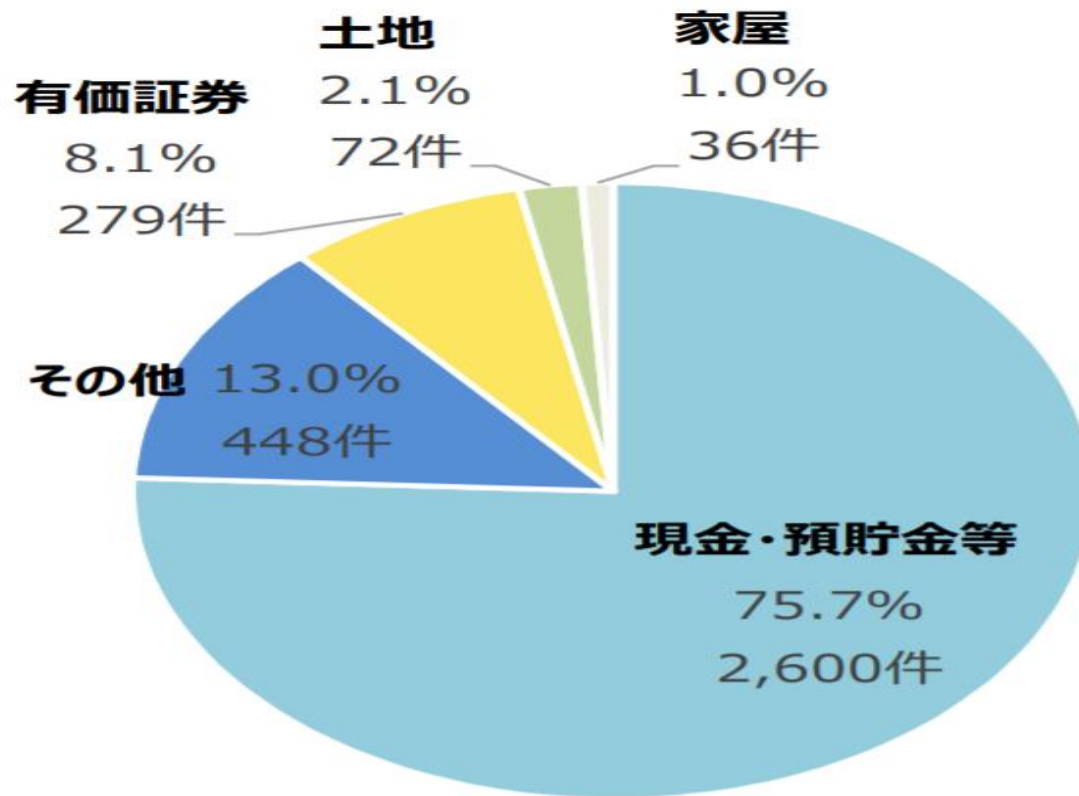
親父の財産は預貯金と自宅と保険のみ
通帳も保険証書も固定資産名寄せ帳も確認
した



名義預金、ネットバンク、電子化証券、貸借権や請求権
など調べにくい財産があります

名義預金

名義預金とは、子供への貯蓄として子供の名義にしている口座があるが、印鑑、通帳などを親が管理している預金です。国税庁の調査で、相続財産とされることがあります。



相続人が確認する方法

- ① 親族名義の預金の流れを調べる
- ② 金融機関に開示請求をする

ただし、全国の全ての口座を調べるのは困難

出典：国税庁HP 令和元事務年度における相続税の調査の状況について

ネットバンクや証券に関して

インターネットバンキングや電子化された証券（紙の証書が無い）は存在自体を相続人が気づきにくい。

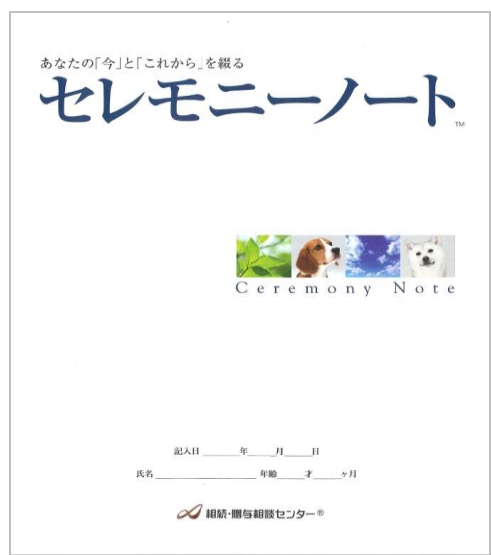
また、財産を見つけてもIDやパスワードなどが分からない場合は、

「相続税は支払うが、使う事はできない財産」となってしまうことも。

相続後に確認する方法

- キャッシュカード
- 郵送物（金融機関からの通知など）
- 他で口座取引を確認済の金融機関に取引明細を依頼

被相続人が事前に財産状況をセレモニーノートに記載しておくのがベスト！



財産について

種類	譲り受けた財産		自分で買った財産	
	()年前	現在	()年前	現在
土地 建物 🏠				
預貯金 💰				
その他 📁				
計				

今の財産総額 円

● 預貯金について ●

【金融機関名】 _____ 【支店名】 _____
【預金種類】 _____ 【口座番号】 _____
【口座名義】 _____ 【インターネットバンキング】 あり なし
【貸金庫】 使用している(名義: _____) していない

【金融機関名】 _____ 【支店名】 _____
【預金種類】 _____ 【口座番号】 _____
【口座名義】 _____ 【インターネットバンキング】 あり なし
【貸金庫】 使用している(名義: _____) していない

名義変更・各種手続き

相続発生後の手続きは、慣れないと思うように進みません。

保険の受給など手続き漏れにより失効するものや、解約したいのに月額利用料の支払いが止まらないなど無駄が発生してしまいます。



父名義の公共料金、住宅ローンなど把握しているので安心。



相続発生から、さまざまな名義変更や手続きを済ます必要があります。必要な手続きは70項目以上。（財産の確定など除く）これらを葬祭や日常業務と並行して行う事は非常に負担がかかります。

相続発生後の手続き一覧表 ①

大枠	期日	項目
死亡直後	亡くなった直後	葬儀社手配
		死亡診断書
		医療費精算
	死亡を知ってから7日以内	死亡届
	告別式までもしくは死亡後8日以内	火葬（埋葬）許可申請
	告別式後速やかに	葬儀費用精算
	死後速やかに	立替金管理表作成
		預貯金の確認
	死後14日以内	年金の請求
		年金の停止
介護保険資格停止		
健康保険喪失届と保険証返却		
世帯主変更手続き		
公共・支払い金	死後速やかに	電話
		電気
		ガス
		水道
		インターネット
		家賃
		会員費
		クレジットカード解約
民間保険	死後～3年以内	生命保険の請求
	死後速やかに	医療保険の請求
国民健康保険	死後～2年以内	葬祭費の請求
健康保険	死後～2年以内	埋葬料もしくは埋葬費の請求

相続発生後の手続き一覧表 ②

大枠	期日	項目
健康保険	死後～2年以内	葬祭費の請求
		家族埋葬費
	死後速やかに	高額医療費請求
国民年金手続き	死後～2年以内	国民年金死亡一時金
国民年金	死後～5年以内	寡婦年金
		遺族基礎年金
厚生年金	死後～5年以内	遺族厚生年金
その他保険	団体による	団体弔慰金 共済年金
	死後～5年以内	簡易保険
労災保険	死後～2年以内	葬祭料
	死後～5年以内	遺族補償給付
還付	準確定申告時	医療控除還付手続き
相続	死後速やかに	遺言書確認
		財産の確認
		財産の評価
	相続開始から3カ月以内	相続放棄 限定承認
	相続開始から4カ月以内	準確定申告
	死後速やかに	遺産分割協議書
		預金名義変更
		不動産の相続登記
		借地・借家契約書の変更
		住宅ローン手続き
		賃貸住宅解約・変更
	扶養控除の異動手続き	
	特許権	

相続発生後の手続き一覧表 ③

大枠	期日	項目
相続	死後速やかに	著作権
		貸付金
		保証金
		債務 借り入れ
		持ち株の名義変更
		その他名義変更
	死後～10か月以内	相続税申告 納付
	死後速やかに	自動車登録変更
		自動車納税手続き
		自動車保険請求
運転免許証返却		
会員権の名義変更・終了手続き		
返却	死後速やかに	資格証返却
	死亡後1ヶ月以内	リース レンタルサービス
	死後速やかに	雇用保険受給証返却
		障がい者手帳返却
勤務先	死後速やかに	各所属団体退会申請
		死亡退職届
		退職金 給与申請
		身分証 社員証返却
戸籍関係の変更	死後速やかに	健康保険証返却
		復氏届
		婚姻関係終了届
		子供の氏変更許可申請書
		改葬許可申請書

これらは一部です。
 上記のような手続きなどを
 期日内に行うため
 労力・時間が非常にがかかります。

3 財産承継のポイント

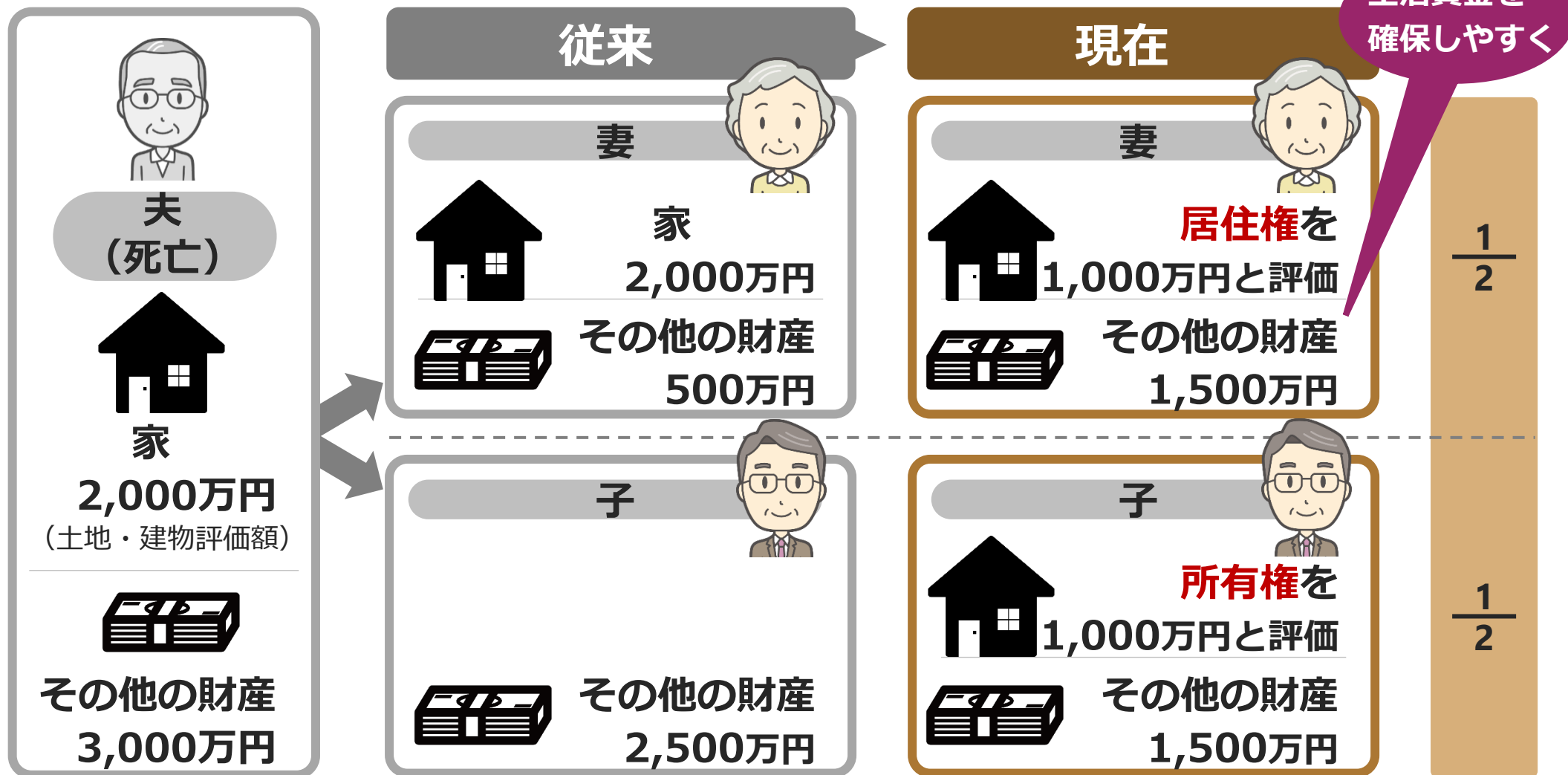


財産承継の押さえておくべきポイント

1. 配偶者は相続で自宅を売却しても、自宅に住み続けられる
2. 生前に夫婦間で自宅を贈与した場合、
相続発生時に自宅は「遺産分割」から除外される
3. 法務局で自筆遺言書の保管が可能
財産目録はパソコンでの作成でもOKに
4. 相続発生後、他の相続人の同意が無くても
一定額の預金は引き出せる
5. 被相続人やその財産維持などに協力した親族は
非課税で金銭請求が可能に
6. 遺留分制度の見直し

1. 配偶者は相続で自宅を売却しても、自宅に住み続けられる 配偶者居住権の創設（2020年4月1日施行）

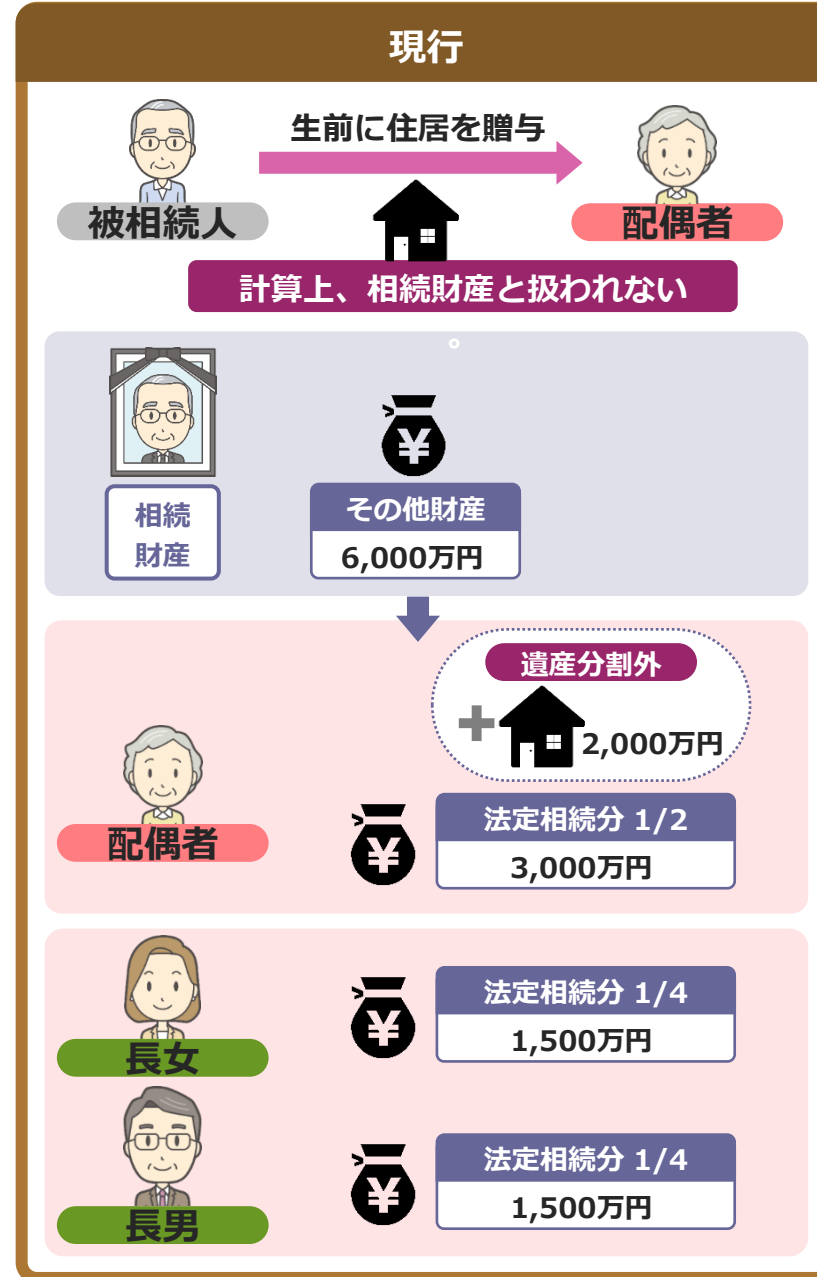
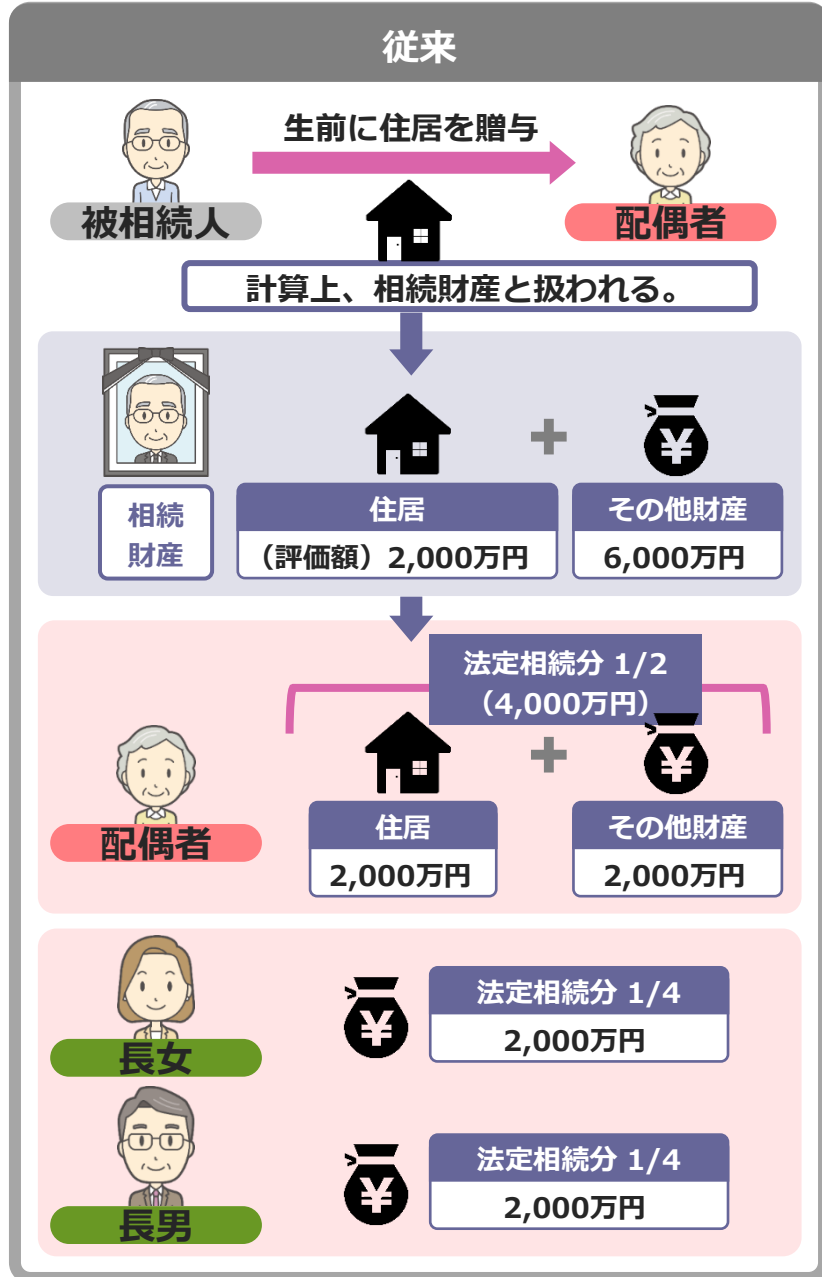
遺産分割例のイメージ



【税金への影響】

配偶者居住権と負担付所有権に分けて評価する。

2. 生前に夫婦間で自宅を贈与した場合、相続発生時に自宅は「遺産分割」から除外される（2019年7月1日施行）



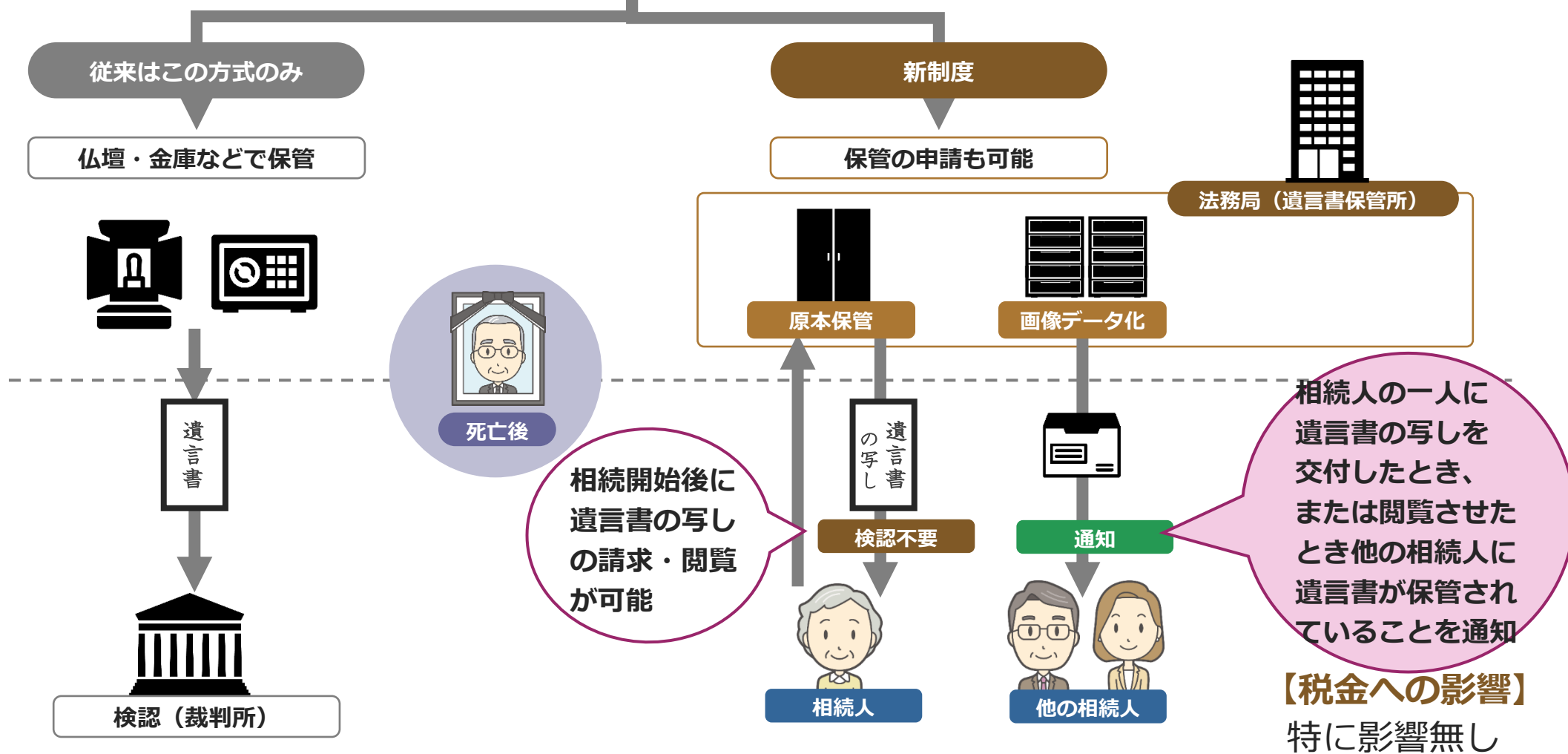
【税金への影響】

特に影響は無いが、贈与には配偶者特例を利用する方が良い

3. 法務局が遺言書を預かってくれる (2020年7月10日施行)



財産目録はパソコンで作成も可能に！
(2019年1月13日より施行済)



4. 相続発生後、他の相続人の同意が無くても 一定額の預金は引き出せる（2019年7月1日施行）

従来



銀行に相続発生の届出、口座の凍結

銀行に相続があったことを告げ、相続手続き届出用紙を受取る
（口座はこの時点で凍結されて引き出しができなくなります。）



戸籍などの必要書類の収集

故人の出生から死亡までの全ての戸籍などの必要書類を集めます



相続人の確定

全ての戸籍を調査して相続人を確定する



相続財産の確定

貯金通帳や残高証明などを調査して相続財産を確定する



相続人全員による遺産の分け方の話し合い（遺産分割協議）

相続人全員が合意したら遺産分割協議書を作成して、全員の署名、
実印での押印をする



金融機関所定の相続手続き依頼書を記入

各銀行所定の用紙に必要事項を記入し相続人の戸籍や印鑑証明など
とともに提出する。銀行によって必要書類やその有効期限、各手続
きが異なりますので事前に確認する



払い戻し

現金または振込みなどの方法で、相続人へ払い戻しがされる

現行



相続発生時の預金額

×

3分の1

×

払い出しを受ける相続人の法定相続分

（例）

相続人2名（長男・長女）、相続開始預金額600万円

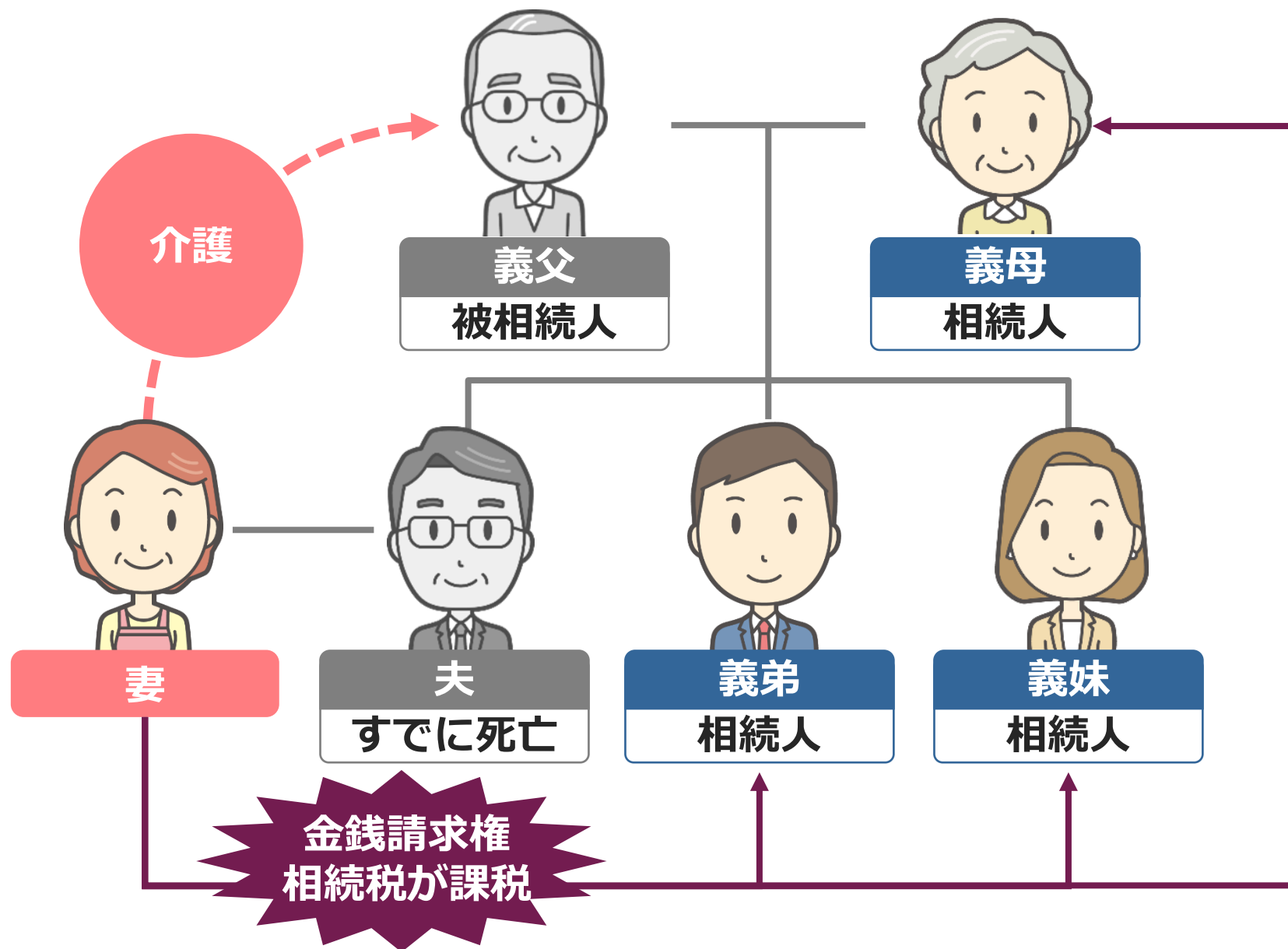
長女が単独で払い戻しができる額

= 600万円 × 1/3 × 1/2（法定相続分） = **100万円**

【税金への影響】

特に影響無し

5. 被相続人やその財産維持などに協力した親族は金銭請求が可能に（2019年7月1日施行）

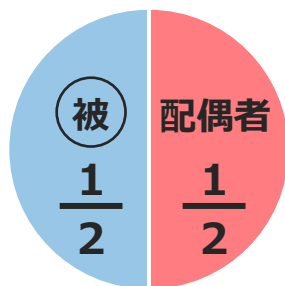


6. 遺留分制度の見直し (2019年7月1日施行)

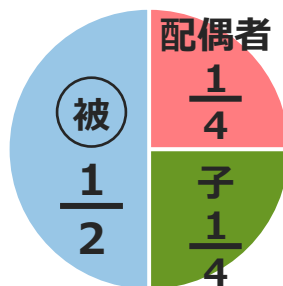
遺留分とは・・・ 遺留分割合の具体例

※ (被) : 被相続人が自分の意志で自由に処分できる割合

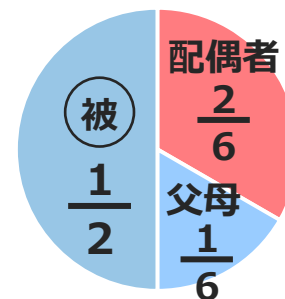
1. 配偶者のみ



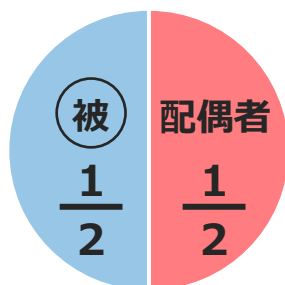
2. 配偶者と子



3. 配偶者と父母

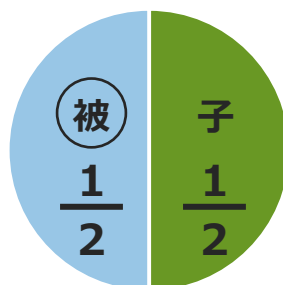


4. 配偶者と兄弟姉妹

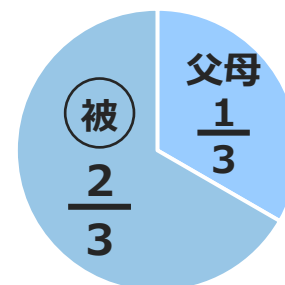


※ 兄弟姉妹には遺留分なし

5. 子のみ



6. 父母のみ



主な改正点

1. 相続開始前10年までの財産が遺留分の対象となる
2. 遺留分減殺請求権の金銭債権化や支払期限の許与

【税金への影響】

遺留分によって相続税が変わる

最後に

相続は、法律というルールと税金というルールの2つの側面から見る必要があります。

ただし、1番大事なものは、「ご自身のお考え」と「計画」を早めに決めることです。

体調不良が起きてしまい「契約行為」「判断行為」ができなくなると、本日お伝えした特例などが使えなくなる可能性があります。

相続は専門家に相談しましょう

本日ご紹介した例はあくまでも一例です。

相続は税制面でも人間関係でも予想以上に問題になりやすいので、「自分たちは大丈夫」と思わずに一度専門家への相談をしましょう。



税理士は、相続の問題を親身に解決する身近な相談役です

「まずは相談を！」

お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所




03-5436-3737

福岡事務所



092-733-1840

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人